

建設分野特定技能 2 号評価試験に不合格となった 1 号特定技能外国人のうち、建設分野特定技能 2 号評価試験において合格基準点の 8 割以上の得点を取得している等の要件を満たし、かつ、特定技能 1 号の通算在留期間の 5 年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合は、最長 1 年間、通算在留期間を超えて在留することができます。

建設分野特定技能 2 号評価試験のスコアレポートの確認方法については、下記のサンプルを御確認下さい。

受験日が 2025 年 12 月 1 日以降のスコアレポートが対象です。この期日より前の受験日が記載されているスコアレポートについては、5 年の通算在留期間を超えて在留できる対象ではありません。

建設分野特定技能 2 号評価試験 スコアレポートサンプル

在留期間更新許可のその他要件及び必要書類等の詳細については、出入国在留管理庁のホームページに掲載されている「通算在留期間」のページを御確認下さい。

通算在留期間 | 出入国在留管理庁